

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿  
内閣官房長官 菅 義偉 殿

日本国家公務員労働組合連合会  
中央執行委員長 宮垣 忠



## 2015年国公労連統一要求書

いま日本は、東日本大震災からの復旧・復興はすすまず、様々な経済指標が示すとおりデフレ不況は打開の糸口すらつかめない深刻な政治的、社会的困難に直面しているなかで、すべての労働者の賃金引き上げと雇用の安定による内需拡大で地域経済の再生をはかることが急務となっています。

しかし、政府は、消費税増税ノ一、社会保障の拡充などを求める国民多数の声を無視し、大企業や富裕層にのみ富を与える景気対策や税制改革をすすめる一方で、「社会保障・税一体改革」の名による社会保障改悪、昨年4月からの消費税増税など、国民には負担ばかりを押し付けようとしています。

こうした中で政府は、「給与体系の抜本改革」の方針のもと、4月以降、平均2%の賃金抑制とともに地域間給与の格差拡大や高齢層職員のさらなる賃金抑制を行う「見直し」実施を決定しました。この「見直し」は、地方自治体や独立行政法人に対し、予算をたてにした事実上の「強要」などにより、直接的・間接的に625万人といわれる労働者に拡大しようとしています。この地方や高齢層を直撃する賃下げにより、地域経済はいつそう冷え込むことは明らかであり、「地方創生」をかかげ景気回復をめざす政府政策にも逆行するものと言わざるを得ません。

また、政府は、「地方分権改革」の名により事務・権限の国から地方への移譲や、「道州制」の早期実現をすすめています。このことは国民のくらしや雇用、安心・安全の確保など国民の基本的な権利を支える国の責任と役割を放棄するものに他ならず、公務・公共サービスの拡充を求める国民の声を裏切るものです。さらに、政府が進めてきた定員削減や公務の民間開放、対前年度比2%以上とする新たな定員合理化計画によるさらなる定員削減によって、公務・公共サービスの低下や、業務量の増大・長時間過密労働にともなう職員の健康不安など、国の職場で働く公務労働者の生活や労働条件の悪化が加速的にすすんでいます。国民サービス向上にむけ、必要な要員・体制を確保するとともに、それを支える職員の労働条件の改善も緊急に求められます。

以上のことから、政府・使用者として私たちの切実な要求に対する誠意ある回答と対応を強く求めます。

### 1 賃金・昇格等の改善について

- (1) 国家公務員の賃金を月額平均20,000円(4.9%)以上(行政職(一))引き上げること。
- (2) 民間初任給との格差を是正するため、行政職(一)一般職高卒初任給(1級5号俸)を170,000円、一般職大卒初任給(1級25号俸)を202,100円に引き上げること。
- (3) 55歳超職員の給与減額措置の即時廃止をはじめ、高齢層の給与抑制措置を取りやめること。
- (4) 官民給与の比較は、比較企業規模を1,000人以上に引き上げるなど、同種・同等比較を徹底した官民賃金比較方法に改善すること。
- (5) 俸給水準は、生計費や公務員としての専門性の高まりを反映した水準とすること。
- (6) 一時金の支給月数を引き上げ、改善部分をすべて期末手当にあてること。また、役職傾斜支給、管理職加算は廃止し、全職員の一時金改善にあてること。
- (7) 退職手当は、公務の特殊性に見合った制度・水準に改善すること。当面、「調整額」は廃止し、退職時の俸給と勤続年数を基礎とする算定方式にあらためること。

(8) 諸手当については、以下の要求を実現すること。

- ① 地域間格差の縮小、支給地域の拡大など地域手当を改善すること。
- ② 扶養手当の支給範囲及び支給額を改善すること。
- ③ 住居手当の全額支給限度額・最高支給限度額を引き上げること。
- ④ 職員に自己負担を生じさせないよう通勤手当を改善すること。
- ⑤ 単身赴任手当の支給要件・支給額を改善すること。
- ⑥ 超過勤務手当の支給割合を150%に、深夜勤務及び休日給の支給割合を200%に引き上げること。また、正規の勤務時間を超えて移動に要した出張中の時間に対しても支給すること。
- ⑦ 寒冷地手当の級地区分や指定基準を改め、支給額等を改善すること。
- ⑧ 特殊勤務手当の支給範囲や対象職員の拡大をはかるとともに、支給額を改善すること。

(9) 昇格改善について、以下の要求を実現すること。

- ① 級別標準職務表を抜本的に改正し、各職務の評価を引き上げること。
- ② 行(二)職員の部下数制限を撤廃し、職務の特性にふさわしい昇格基準を確立すること。
- ③ 本省・地方の機関間格差や府省別、組織別、世代間、男女間の昇格格差を是正すること。

(10) 経済財政諮問会議が行った、配偶者にかかる扶養手当の引き下げに向けた、人事院への検討要請は直ちに撤回すること。

## 2 国民本位の行財政・司法の確立と要員確保等について

- (1) 国民の安全・安心の確保に資する国民本位の行財政・司法を確立すること。
- (2) 公務員の総人件費削減は行わないこと。また、行政需要に見合うよう大幅な増員を確保すること。
- (3) 総定員法を廃止するとともに、「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」を撤回すること。
- (4) 行(二)職の不補充政策を撤廃すること。
- (5) 社会保険庁職員の分限免職を撤回し、安定した雇用を確保すること。
- (6) 「道州制」、「地方分権改革」による事務・権限の移譲や国の地方出先機関の廃止は行わないこと。
- (7) 公共サービスの劣化につながる「市場化テスト法」を廃止すること。
- (8) 公共サービス基本法に基づき、国が委託する事業で働く労働者の適正な労働条件を確保するため「公契約法」を制定すること。

## 3 民主的公務員制度と労働基本権の確立について

- (1) 憲法 28 条の原則に立った基本的人権として、ILO 勧告など国際基準にそった労働基本権の全面的な回復を実現すること。
- (2) 職員団体のための職員の行為の制限(国公法第 108 条の 6)を廃止すること。
- (3) 国民の目、耳、口をふさぎ、公務労働者の基本的人権を侵害する「特定秘密保護法」を直ちに廃止すること。
- (4) 公務員の政治的行為の制限を撤廃し、市民的権利を十全に保障すること。
- (5) 公務における団結権の保護及び雇用条件決定手続に関する ILO 第 151 号条約を批准すること。
- (6) 労働組合の団結と自治を破壊する組織介入、不当労働行為は一切行わないこと。
- (7) 中立・公正な行政を確立するために、公務員の身分保障を形骸化させないこと。
- (8) 採用試験区分にもとづく人事運用での差別を撤廃すること。
- (9) 評価制度について、導入の目的に照らして問題点を検証するとともに、以下のとおり改善すること。
  - ① 評価結果は全面開示とすること。

- ② 短期の評価結果を給与等の決定に直接反映しないこと。
- ③ 苦情処理システムに労働組合の関与を保障すること。

#### 4 労働時間短縮、休暇制度など働くルールの確立について

- (1) 所定勤務時間を「1日7時間、週35時間」に短縮すること。
- (2) 交替制勤務者の連続勤務時間を短縮し、勤務間隔を11時間以上確保すること。
- (3) 勤務時間管理を徹底し、超過勤務の大幅な縮減と不払い残業を根絶すること。
- (4) 短時間勤務制度の拡充・改善を図ること。
- (5) 休暇制度は、以下のとおり改善すること。
  - ① 介護休暇の取得期間を延長し、取得方法、要介護期間の制限撤廃などを改善すること。
  - ② 短期介護休暇における要介護家族の定義及び範囲を見直し、拡充すること。
  - ③ 子の看護休暇を子ども一人につき5日以上とし、対象年齢を引き上げること。
  - ④ 経済的措置を含めて長期勤続休暇（リフレッシュ休暇）を早期に制度化すること。
  - ⑤ 年次有給休暇、夏季休暇、結婚休暇を拡充すること。
- (6) 休暇・休業制度が取得しやすい環境を整備するよう各府省を指導すること。
- (7) 男性も育児参加しやすいよう職場環境を整備すること。
- (8) 育児休業や介護休業中の所得保障を充実すること。
- (9) 国家公務員宿舎の廃止計画、宿舎使用料の値上げを中止・撤回するとともに、必要な公務員宿舎を確保すること。また、改善のための関連予算を大幅に増額すること。
- (10) 配偶者同行休業は、配偶者の国内転勤の場合も対象とするとともに、期間も最大3年に限定しないこと。また、制度の実効性を確保するため、柔軟な運用を図ること。

#### 5 高齢期雇用・定年延長について

- (1) 「天下り」や早期退職慣行を廃止し、定年年齢までの雇用を保障するとともに、雇用と年金の確実な接続をはかるため、定年年齢を65歳とすること。
- (2) 65歳までの定年延長が完成するまでの間は再任用制度を併置することとし、以下の要求を実現すること。
  - ① 政府の責任で必要な定数を確保し、希望者全員の雇用を保障すること。
  - ② 給与水準は退職前の給与水準を基本とし、少なくとも定年退職時給与の7割の水準を確保するとともに、生活関連手当を支給すること。
  - ③ 再任用後のポストや処遇に著しい格差を生じさせないようにすること。また、ポストや処遇の設定などについて、任命権者による恣意的な運用が行われないようガイドラインを示すなど政府として責任ある対応をとること。

#### 6 非常勤職員の雇用の安定・処遇改善について

- (1) 非常勤職員制度を抜本的に見直し、雇用の安定、均等待遇などをはかる法制度を整備すること。
- (2) 非常勤職員の時給を150円以上引き上げること。
- (3) 非常勤職員をはじめ、公務職場で働く労働者の最低賃金を「時給1,000円」「日額8,000円」「月額170,000円」以上に引き上げること。
- (4) 非常勤職員の賃金は行政職（一）1級5号俸を基礎として、学歴、経験年数及び職務内容等の要素を考慮して決定すること。また、諸手当については、期末手当及び通勤手当の支給額を改善するなど充実すること。
- (5) 非常勤職員の更新にあたっては、勤務年数や更新回数を理由とした雇い止めを行わないこと。また、公募要件を撤廃すること。
- (6) 非常勤職員の休暇を常勤職員と同等の制度とするとともに、以下の事項について早急に改善す

ること。

- ① 無給とされている休暇を有給とすること。
- ② 非常勤職員の忌引休暇、病気休暇、子の看護休暇について、6ヶ月以上任用の制限を撤廃すること。また、年次有給休暇を採用時から取得できるようにすること。
- ③ 非常勤職員に対しても、結婚休暇、夏季休暇を制度化すること。

## 7 男女平等・共同参画について

- (1) 雇用の全ステージにおける男女差別を禁止すること。
- (2) 女性の採用を拡大するとともに、数値目標を設定して大幅な登用をはかること。
- (3) 役職段階別に占める女性の割合を男女の職員構成比に応じたものとする。

## 8 健康・安全確保、母性保護等について

- (1) 職員の健康・安全を確保するため、以下の対策を講じること。
  - ① 労使協議で超勤規制、夜勤制限、勤務時間帯等の実効ある基準を策定すること。
  - ② 心の健康づくり対策を強化すること。
  - ③ パワーハラスメントに対する指針を策定し、具体的な対策を講じること。
  - ④ 看護師の夜勤は、3人以上・月6日以内に制限すること。
  - ⑤ 行政対象暴力に対する安全対策を確保すること。
- (2) 産前休暇を8週間、産後休暇を10週間とし、産前6週間の就業禁止期間を設けるとともに、代替要員を確保すること。
- (3) 妊産婦の負担を軽減するため、軽易な業務への転換、勤務時間短縮などを行うこと。
- (4) 生理休暇を特別休暇に戻すこと。
- (5) 更年期障害に関わる措置等を制度化すること。
- (6) 一般健康診断・特別健康診断を充実させること。
- (7) 国家公務員災害補償の認定を速やかに行うこと。
- (8) 公務・通勤災害の各種給付水準を引き上げること。

## 9 独立行政法人の制度等について

- (1) 独立行政法人の抜本的見直しにあたっては、以下の要求を実現すること。
  - ① 国民生活と社会経済の安定向上に資する独立行政法人の事務・事業については、国の責任で財源措置をはじめとして存続・拡充させることを前提とすること。また、国として直接運営した方がより効率的・効果的で、高い公共的見地から貢献できる事務・事業については、国の行政機関に戻すこと。
  - ② 職員の身分・雇用、労働条件に関わっては、当該労働組合との誠意ある交渉・協議を行い、雇用確保に責任を持つこと。
- (2) 独立行政法人制度について、以下の要求を実現すること。
  - ① 自主性・自律性が発揮できる独立行政法人制度の運用を保障すること。
  - ② 中期目標・計画等の策定権限を独立行政法人に付与し、各独立行政法人が策定する際に、労働組合との協議を行い、職員の意見を反映させること。
- (3) 事業の安定性と継続性を保障する財政的措置を講じること。
- (4) 必要な人員確保を保障し、総人件費抑制は行わないこと。
- (5) 労使自治による賃金・労働条件決定を保障し、政府は直接・間接的に不当な介入を行わないこと。

以上